（番号灯）

第127条　番号灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第36条第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　番号灯は、夜間後方20ｍの距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであること。この場合において、次のいずれかに該当する番号灯は、この基準に適合するものとする。

イ　自動車（ロ及びハに掲げるものを除く。）に備える番号灯にあっては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が８lx以上のもの又は協定規則第４号の技術的な要件（同規則補足第19改訂版の規則9.のうち種別２に係るものに限る。）に定める基準に基づく番号標板面の輝度が２cd／㎡以上のものであり、その機能が正常であるもの

ロ　二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯にあっては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が15lx以上のもの又は協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第20改訂版の附則５のうち種別２に係るものに限る。）に定める基準に基づく番号標板面の輝度が1.6cd／㎡以上のものであり、その機能が正常であるもの

ハ　（略）

二・三　（略）

２～４　（略）

（再帰反射材）

第133条の２　（略）

２　（略）

３　再帰反射材の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第38条の３第３項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、再帰反射材の反射部、個数及び取付位置の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」によるものとする。

一～九　（略）

十　自動車の後面に備える再帰反射材は、その反射部と当該自動車の制動灯（第134条第３項第９号ハの規定により後面の両側の上側に備えるものを除く。）の照明部をそれぞれ車両中心面に直交する鉛直面に投影したものが互いに200㎜以上離れるように取り付けること。

十一～十三　（略）

４　（略）

（座席ベルト等）

第186条　（略）

２～12　（略）

13　保安基準第22条の３第５項の告示で定めるものは次に掲げる座席ベルトとする。

一　（略）

二　協定規則第16号（同規則第７改訂版補足改訂版の規則2.1.4.に限る。）に定める座席ベルト

三～五　（略）

（番号灯）

第127条　番号灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第36条第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　番号灯は、夜間後方20ｍの距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであること。この場合において、次のいずれかに該当する番号灯は、この基準に適合するものとする。

イ　自動車（ロ及びハに掲げるものを除く。）に備える番号灯にあっては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が８lx以上のもの又は協定規則第４号の技術的な要件（同規則補足第18改訂版の規則9.のうち種別２に係るものに限る。）に定める基準に基づく番号標板面の輝度が２cd／㎡以上のものであり、その機能が正常であるもの

ロ　二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯にあっては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が15lx以上のもの又は協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第19改訂版の附則５のうち種別２に係るものに限る。）に定める基準に基づく番号標板面の輝度が1.6cd／㎡以上のものであり、その機能が正常であるもの

ハ　（略）

二・三　（略）

２～４　（略）

（再帰反射材）

第133条の２　（略）

２　（略）

３　再帰反射材の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第38条の３第３項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、再帰反射材の反射部、個数及び取付位置の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」によるものとする。

一～九　（略）

十　自動車の後面に備える再帰反射材は、その反射部と当該自動車の制動灯の照明部をそれぞれ車両中心面に直交する鉛直面に投影したものが互いに200㎜以上離れるように取り付けること。

十一～十三　（略）

４　（略）

（座席ベルト等）

第186条　（略）

２～12　（略）

13　保安基準第22条の３第５項の告示で定めるものは次に掲げる座席ベルトとする。

一　（略）

二　協定規則第16号（同規則第７改訂版の規則2.1.4.に限る。）に定める座席ベルト

三～五　（略）